令和7年度　申請用

就学援助制度のご案内

館林市教育委員会では、経済的な理由でお困りの保護者に対して、小学校・中学校での学校生活で必要な費用の一部を援助しています。

１　援助の内容・・・次の経費の全額または一部。下記の表は、年額です。年度の途中で認定になった場合には、**認定月以降の経費に対しての支給となります**ので、表の金額とは異なります。また、さかのぼっての認定はできません。

【支給内容と令和７年度支給額】　　令和７年４月１日現在

支給項目	小学校	中学校	備考
給食費	実費		認定後、引き落としされません
学用品費	11,630 円	22,730 円	途中認定は月割支給
新入学児童生徒学用品費（１年生）	57,060 円	63,000 円	入学前仮認定者及び４月認定者のみ対象 ５月以降の認定者には支給されません
通学用品費（１年生４月認定以外）	2,270 円		途中認定は月割支給
校外活動費（泊なし）	1,600 円以内	2,310 円以内	学校行事としての活動に必要な交通費・見学料等の一部
校外活動費（泊あり）	実費		
修学旅行費（６年、中３）	実費		修学旅行に直接必要な経費の一部
クラブ活動費	2,760 円以内	30,150 円以内	クラブ活動、部活動に必要な経費の一部
ＰＴＡ会費	3,450 円以内	4,260 円以内	ＰＴＡ会費（世帯支給）
生徒会費	4,650 円以内	5,550 円以内	生徒会費、生徒会費、学級費
オンライン学習通信費	15,000 円以内	15,000 円以内	家庭でオンライン学習を行う際の通信費

※クラブ活動費の支給を受けるには、**領収書・レシート**の提出が必要となります。
（４月１日～翌年３月３１日までに購入したものが対象です。ただし、中学３年生は９月１５日までに購入したものが対象です。）

２　対　象　者・・・義務教育を受けることが困難であると判断される程度の経済状況であると市教育委員会が認める方（生活保護を受けている方に準ずる程度に困っている方）

３　認定の基準・・・下記の基準に該当する世帯（保護者）について、申請書類の審査を経て認定します。
また、年度途中でも必要に応じて認定しています。

【該当する可能性がある方】

1	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止になった方
2	個人の事業税の減免、市県民税の非課税・減免、固定資産税の減免、国民健康保険税の減免・徴収の猶予、国民年金の保険料の免除のいずれかの適用を受けている方
3	児童扶養手当の支給を受けている方
4	生活福祉資金の貸付を受けている方
5	日雇い労働を希望し、公共職業安定所に求職申込をしている方
6	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる方

その他、経済的な面からみた児童生徒の就学状況も加味して総合的に判断します。

（参考）	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯
所得の目安	183 万円程度	241 万円程度	314 万円程度	350 万円程度

※あくまでも目安であり、家族の年齢や給与以外の収入状況で変動します。
※所得は、収入金額から所得控除額を差し引いた金額です。給与収入や給与手取り額とは異なります。

4　申請方法・・・　受給を希望する方は、まずは**学校にご相談ください。**

学校から申請書を配付しますので、必要書類を用意して学校へ提出してください。

【注意】・８月認定になるためには、各学校の指定の期限までに書類を提出いただく必要があります。

指定の期日を過ぎてしまった場合は、９月認定以降となります。

・４月認定以降の年度途中の申請の場合は、新入学児童生徒学用品費は支給されません。

また、**申請書は提出された日**が基準となり、**さかのぼっての認定はできません**。

5　申請に必要なもの

（1）必ず提出していただくもの

	書類名
1	**就学援助費支給認定申請書**
2	**口座振込申請書及びその情報が確認可能な銀行等口座コピー**

（2）**「令和７年１月２日以降に館林市に転入した方」、「生活費を共にしている方が館林市外に在住している」**場合は、（1）の提出書類とあわせて下記の書類を提出してください。※該当しない方は提出不要

	書類名
1	**令和７年度（令和６年分）の『所得課税証明書』※令和７年１月１日にある住所地で取得してください**

（3）適用を受けている場合に（1）の提出書類とあわせて提出していただくもの

	書類名
1	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定通知書の写し
2	個人の事業税、固定資産税、国民年金保険料の免除承認通知書の写し
3	国民健康保険税の保険料の減免又は徴収猶予の決定通知書の写し
4	児童扶養手当証書の写し
5	生活福祉資金の貸付残高が確認できる書類（通知：貸付残高のお知らせ等）

6　審査結果通知

審査結果は、学校経由で通知をお渡しいたします。

7　認定となった場合の支給開始時期

８月認定の方の最初の支給は１０月下旬です。原則、**口座振込**です。

８月認定以降の年度途中の認定の場合、認定月以降の支給となります。

8　その他

・就学援助制度は、年度が変わるときに改めて『継続申請』が必要となります。

・館林市外に転出した場合や生活保護への認定、経済状況が改善された場合など認定の根拠となった理由が無くなった場合は、その時点で就学援助費の支給対象外となります。その際は、一部の支給項目については返還をいただく場合があります。

＜問い合わせ＞　館林市教育委員会　学校教育課　学事係　（電話４７－５１６８）